

弁理士自治の充実について

1. 問題の所在

弁理士は、工業所有権に関する手続の円滑な実施及び工業所有権等の活用の促進に寄与し、経済及び産業の発展に資するという高い公共的役割を担っている。そのため、弁理士制度を所管する経済産業大臣は弁理士の指導・連絡を行う日本弁理士会に対し、以下の監督権を有している。

- ① 経済産業大臣は、日本弁理士会の総会の決議又は役員の行為が法令又は日本弁理士会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消し又は役員の解任を命ずることができる（弁理士法第 72 条）
- ② 会則の制定又は変更（重要な事項に限る。）は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力が生じない（弁理士法第 57 条）

一方で、経済社会のグローバル化が進み、知的財産権の重要性の高まり・知的財産権に対するニーズの多様化が進む中、日本弁理士会にはより一層の自主的な取組が求められている。このような状況の下、日本弁理士会が、多様なニーズに応えるためには、その自治の範囲をより拡充し、自らの意思決定に基づき多様な活動を迅速に行えるようにすることが必要であるとの指摘がある。

なお、士業法において、所管大臣が総会決議取消権と役員解任権をとともに有するのは、弁理士法と社会保険労務士法のみである。公認会計士法¹と税理士法²は、総会決議取消権のみを規定し、役員解任権はそれぞれ平成 15 年と平成 13 年に廃止している。また、弁護士法、行政書士法、司法書士法及び土地家屋調査士法は、総会決議取消権と役員解任権のいずれの規定も有していない。

¹ 公認会計士法の一部改正にかかる第 156 回国会・参議院財政金融委員会の政府参考人の説明（平成 15 年 5 月 29 日）
「今回の法律改正は、先ほどから申し上げておりますように、エンロン事件等を発端といたしまして、監査の充実というようなことを主眼とし、更には公認会計士試験の簡素化、拡充ということを主眼としてやっているわけでございますが、他方、従来から規制緩和と要望の中にあつたものでありますとか、あるいは業界等からこういう規制緩和をしてほしいという要望もございました。そういうものにつきましては、例えば今回、広告規制の廃止でありますとか、あるいは公認会計士協会の会則事項からの、先ほどもちょっと話題になりました監査標準報酬規定の廃止でありますとか、あるいはその監査法人の会計年度の弾力化でありますとか、あるいは公認会計士協会の役員解任命令権の廃止、あるいは監査法人の設立・定款変更等の廃止、そういうようなものを今回盛り込んでおるところでございます。」

² 税理士法の一部改正にかかる第 151 回国会・参議院財政金融委員会の政府参考人の説明（平成 13 年 4 月 5 日）
「我々も国税庁として日税連と御相談させていただきましたが、我々、日税連等の創設以来ちょうど五十年余の歴史から見ても、極力自主的な運営をやる、そういう実力も能力もありますし、現在の行政庁と日税連の信頼関係を考えますと、更には今後の相互信頼の一層の確立という観点からも、できるだけいわば自主性というのは進めていきたいというふうに思ったわけでございます。特に、人事権まで行政が介入する必要性は必ずしもないのではないかということから、大臣による役員の解任規定は削除させていただくということにさせていただきました。」

＜士業団体に対する監督官庁の監督権の有無＞

	総会決議取消権	役員解任権	会則変更の認可
弁理士法	有り	有り	要
公認会計士法	有り	無し（改正で廃止）	要
弁護士法※	無し	無し	不要
司法書士法	無し	無し	要
土地家屋調査士法	無し	無し	要
行政書士法	無し	無し	要
税理士法	有り	無し（改正で廃止）	要
社会保険労務士法	有り	有り	要

※弁護士の士業団体に監督官庁は存在しない。

2. 対応の方向性

弁理士は、工業所有権に関する手続の円滑な実施及び工業所有権等の活用の促進に寄与し、経済及び産業の発展に資するという高い公共的役割を担っていることから、その活動が万が一にも法令の遵守や公益に欠くこととなった場合には、速やかにその是正を図ることが求められる。

その一方で、日本弁理士会は弁理士の使命・職責に基づいて、会員である弁理士によって自主的に運営されることが望ましく、弁理士の職業専門資格士としての自律を促す意味からも、行使される監督権は最小限にとどまることが望ましい。

（1）総会決議取消権について

弁理士及び日本弁理士会の活動は、極めて公益性の高いものであるから、社会の急激な変化等によって、総会の決議が弁理士に関する法令の遵守や公益に欠くこととなった場合には、その是正について再度総会で決議するまでもなく直ちに取消されるべきである。

したがって、経済産業大臣の有する総会決議取消権については、これを引き続き維持することが必要ではないか。

（2）役員解任権について

日本弁理士会の役員は弁理士としての義務も有しているため、役員の行為が

弁理士に関する法令又は日本弁理士会の会則に違反し、あるいは公益を害すると認められる場合には、「弁理士法若しくは弁理士法に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」として、経済産業大臣が懲戒処分を行うことが可能である（弁理士法第 32 条）。また、日本弁理士会会則において、一定の懲戒処分を受けた弁理士は役員となることができないとされている³。これにより、役員に対し、間接的に経済産業大臣の監督権限を及ぼすことが可能である。

なお、会則のうち、上記役員の規定については、日本弁理士会の適正な運営に大きな影響を及ぼす事項として、変更には経済産業大臣の認可が必要とされている。

役員に処分の対象となるような行為があったときには、まずは日本弁理士会の自浄作用に委ねることが適切であり、この自浄作用の強化を求めることが必要ではないか。なお、自浄作用が働かない場合には弁理士に対する懲戒権の発動とともに、経済産業大臣の有する役員解任権についても引き続き継続することが必要ではないか。

³ 役員は、法第 32 条の規定により業務停止の処分を受けたとき、又は第 49 条の規定により選挙権若しくは被選挙権の停止処分を受けたときは、その資格を失う（日本弁理士会会則第 66 条）。